



宮 崎 県 公 報

平成25年4月1日(月曜日)号外 第23号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則	頁	○物品の購入等の事務に関する規則の一部を改正する規則…………… (総務事務センター) 3
○宮崎県財務規則の一部を改正する規則…………… (財政課) 1		○と畜場法施行細則の一部を改正する規則…………… (衛生管理課) 4

規 則

宮崎県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第19号

宮崎県財務規則の一部を改正する規則

宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(予算執行の伺い及び合議等) 第54条 [略] 2 部局において次に掲げる経費に係る予算執行伺又は債務負担行為をするときは、財政課長に合議しなければならない。ただし、第3号から第5号まで及び第7号に掲げる経費のうち宮崎県事務決裁規程(昭和40年訓令第1号)に定める課長の専決すべきものに係る予算執行伺については、この限りでない。 (1) 報償費(1名につき1万円を超える <u>単価</u> のものに限る。) (2)~(13) [略] 3 [略] 4 次の各号の一に該当するときは、部局にあっては財政課長及び会計課長に、かいにあっては出納員に合議しなければならない。 (1) 支出をした経費(給与その他の給付及び共済費を除く。)について所属会計、会計年度又は科目の更正をするとき。 (2)・(3) [略] 5 [略] (支出負担行為の合議) 第58条 支出負担行為担当者が支出負担行為をしようとするときは、部局においては別表第7に定めるところにより会計管理者、会計管理局次長又は会計課長に、かいにおいては出納員に合議しなければならない。支出負担行為を変更し、又はその一部若しくは全部を取り消そうとするときもまた同様とする。この場合においてかいにおける合議については、別表第7の合議区分の欄以外の部分を準用するものとする。 (履行遅滞) 第108条 [略] 2 前項本文の規定により徴収する損害金の額は、未済部分の契約	(予算執行の伺い及び合議等) 第54条 [略] 2 部局において次に掲げる経費に係る予算執行伺又は債務負担行為をするときは、財政課長に合議しなければならない。ただし、第3号から第5号まで及び第7号に掲げる経費のうち宮崎県事務決裁規程(昭和40年訓令第1号)に定める課長の専決すべきものに係る予算執行伺については、この限りでない。 (1) 報償費(1名につき <u>1日当たり</u> 1万円を超えるものに限る。) (2)~(13) [略] 3 [略] 4 次の各号の一に該当するときは、部局にあっては財政課長及び会計課長に、かいにあっては出納員に合議しなければならない。 (1) 支出をした経費(法第8章に規定する給与その他の給付(以下「給与その他の給付」という。))及び共済費を除く。)について所属会計、会計年度又は科目の更正をするとき。 (2)・(3) [略] 5 [略] (支出負担行為の合議) 第58条 支出負担行為担当者が支出負担行為をしようとするときは、別表第7に定めるところにより、 <u>部局においては会計管理者、会計管理局次長又は会計課長に、かいにおいては出納員に合議</u> なければならない。支出負担行為を変更し、又はその一部若しくは全部を取り消そうとするときもまた同様とする。 (履行遅滞) 第108条 [略] 2 前項本文の規定により徴収する損害金の額は、未済部分の契約

代金の額に対し、遅延日数に応じ、年 3.1^{じゅうん}パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額とする。

3 [略]

（履行期限の延長の手続等）

第 180 条 [略]

2・3 [略]

4 第 2 項本文の延納利息の率は、年 3.1^{じゅうん}パーセント（この場合における年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの率とする。）とする。ただし、種々の事情を参酌してその率によることが著しく不適當である場合は、この率を下る率によることができる。

5 [略]

別表第 2（第 4 条関係）

かに置く出納員

出先機関名	職名
[略]	
身体障害者相談センター	副所長
[略]	
みやざき学園	[略]
東九州自動車道用地事務所	副所長
[略]	

別表第 3（第 7 条関係）

本庁会計課の出納員	[略]	宮崎県議会情報公開条例第 26 条及び宮崎県個人情報保護条例第 28 条に規定する公文書の写し並びに宮崎県議会情報公開条例第 25 条の規定により議会が行う情報提供に係る資料の写しの作成に要する費用の収納に関すること。
[略]		
総合農業試験場の出納員	[略]	
[略]		
串間土木事務所及び港湾事務所の出納員	[略]	
県立宮崎工業高等学校の出納員	[略]	当該夜間部に属する授業料の収納に関すること。

代金の額に対し、遅延日数に応じ、年 3.0^{じゅうん}パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額とする。

3 [略]

（履行期限の延長の手続等）

第 180 条 [略]

2・3 [略]

4 第 2 項本文の延納利息の率は、年 3.0^{じゅうん}パーセント（この場合における年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの率とする。）とする。ただし、種々の事情を参酌してその率によることが著しく不適當である場合は、この率を下る率によることができる。

5 [略]

別表第 2（第 4 条関係）

かに置く出納員

出先機関名	職名
[略]	
身体障害者相談センター	主任
[略]	
みやざき学園	[略]
[略]	

別表第 3（第 7 条関係）

本庁会計課の出納員	[略]	宮崎県議会情報公開条例第 26 条及び宮崎県個人情報保護条例第 28 条に規定する公文書の写しの作成に要する費用の収納に関すること。
	県議会事務局政策調査課の金銭分任出納員	宮崎県議会情報公開条例第 25 条の規定により議会が行う情報提供に係る資料の写しの作成に要する費用の収納に関すること。
[略]		
総合農業試験場の出納員	[略]	
県立農業大学校の出納員	県立農業大学校の金銭分任出納員	県立農業大学校及び宮崎県農業科学公園に属する使用料並びに生産物又は不用品の売払代金の収納に関すること。
[略]		
串間土木事務所及び港湾事務所の出納員	[略]	
県立宮崎東高等学校の出納員	県立宮崎東高等学校夜間部の金銭分任出納員	当該夜間部に属する授業料及び科目履修料の収納に関すること。
県立宮崎工業高等学校の出納員	[略]	当該夜間部に属する授業料及び科目履修料の収納に関すること。

納員			納員		こと。
県立都城泉ヶ丘高等学校の出納員	[略]	当該夜間部に属する授業料の収納に関すること。	県立都城泉ヶ丘高等学校の出納員	[略]	当該夜間部に属する授業料及び科目履修料の収納に関すること。
[略]			[略]		
県立本庄高等学校の出納員	[略]		県立本庄高等学校の出納員	[略]	
県立富島高等学校の出納員	[略]	当該夜間部に属する授業料の収納に関すること。	県立延岡青朋高等学校の出納員	県立延岡青朋高等学校夜間部の金銭分任出納員	当該夜間部に属する授業料及び科目履修料の収納に関すること。
[略]			県立富島高等学校の出納員	[略]	当該夜間部に属する授業料及び科目履修料の収納に関すること。
[略]			[略]		
県立日南振徳高等学校の出納員	[略]		県立日南振徳高等学校の出納員	[略]	
[略]			県立都城きりしま支援学校の出納員	県立都城きりしま支援学校小林校の金銭分任出納員	当該小林校に属する独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の収納に関すること。
[略]			県立延岡しろやま支援学校の出納員	県立延岡しろやま支援学校高千穂校の金銭分任出納員	当該高千穂校に属する独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の収納に関すること。
[略]			[略]		

別表第 7 (第58条関係)

[略]

備考

1 [略]

2 支出負担行為の額の変更をしようとする場合において、その変更前の額又は変更後の額が合議区分の欄に掲げる額に該当するときは、会計課長に合議すること。ただし、当該変更が工事請負費以外の経費に係るものであってその変更後の額が当初の額の 100分の 130を超えるときは、当該変更後の額により合議区分を決定すること。

3 [略]

附 則

4 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

物品の購入等の事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年4月1日

別表第 7 (第58条関係)

[略]

備考

1 [略]

2 支出負担行為の額の変更をしようとする場合において、その変更前の額又は変更後の額が合議区分の欄に掲げる額に該当するときは、会計課長(かいいにあっては出納員。3において同じ。)に合議すること。ただし、当該変更が工事請負費以外の経費に係るものであってその変更後の額が当初の額の 100分の 130を超えるときは、当該変更後の額により合議区分を決定すること。

3 [略]

附 則

4 [略]

5 株式会社ゆうちょ銀行における収納に係る手数料は、第61条の規定にかかわらず、当分の間、令第 161条第 1項第17号の規定により資金の前渡ができる経費とする。この場合においては、第60条ただし書の規定を準用する。

6 前項に規定する手数料は、当分の間、その支払に係る専用の口座から自動口座振替により支払うことができる。この場合においては、第62条の 2 ただし書及び第65条第 2 項の規定を準用する。

宮崎県規則第20号

物品の購入等の事務に関する規則の一部を改正する規則

物品の購入等の事務に関する規則（平成10年宮崎県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表第 2（第 3 条関係） [略] 7 災害救助に際し給与し、又は貸与するもの 8～20 [略]	別表第 2（第 3 条関係） [略] 7 災害救助に際し給与し、又は貸与するもの <u>8 財務規則第61条第 5 号に規定する物品のうち即時支払を必要とするもの</u> <u>9～21</u> [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

と畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 4 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第21号

と畜場法施行細則の一部を改正する規則

と畜場法施行細則（平成17年宮崎県規則第43号）の一部を次のように改正する。

別記様式第12号を次のように改める。

様式第12号 (第13条関係)

とさつ又は解体検査申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者 ㊟

獣畜のとさつ又は解体の検査を受けたいので、と畜場法第14条の規定により、次のとおり申請します。

1 申請者の住所、氏名及び生年月日 (法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名)												
2 とさつ又は解体年月日並びに検査を受けようとする獣畜の種類、性別、品種、年齢(不明のときは、推定年齢)、特徴、産地、病歴及び動物用医薬品その他これに類するものの使用状況 (牛にあっては、年齢を月齢に変え、出生の年月日及び個体識別番号を追加する。)		別紙のとおり										
3 法第13条第1項第2号又は第3号の規定によりとさつした獣畜を解体しようとする場合にあっては、当該獣畜をと畜場以外の場所にとさつした理由、日時及び場所												
4 申請頭数												
畜種別	牛	馬	と		こ		豚	山	羊	めん羊	合	計
			1か月未満のもの	その他	1か月未満のもの	その他						
時間内頭数												
時間外頭数												
特例時間外頭数												
計												

